

伊丹市みんなで作る！よりよい職場プロジェクト委託業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

- (1) 業務名 伊丹市みんなで作る！よりよい職場プロジェクト
- (2) 目的 少子高齢化により人材確保競争が激化している一方で、当市においては、業務は複雑・多様化し、多忙による職員の疲労、仕事への達成感の低下等から離職者、病休者の増加が懸念される。こうした課題に対しては、人事施策を体系化し、ビジョンを明確化した戦略の策定やマネジメントが求められている。
- 中でも職員が組織へ愛着を持ち、仕事における達成感の向上、自律的・継続的に改善に取り組める組織風土の醸成が重要であり、そのためには職員のエンゲージメントを把握することが不可欠である。
- 以上の観点から、定期的にエンゲージメント調査を実施し、その結果分析に基づいた組織課題の改善策を立案・実行することにより、働きがいのある職場づくりや生産性の向上、組織力の強化を図り、市民が住み続けたいと思えるよう、市民サービスの維持・向上に繋げていくことを目的とする。
- (3) 業務内容 職員エンゲージメント向上のための取組み支援業務のための以下の業務
- ①エンゲージメント調査作成
 - ②エンゲージメント調査実施
 - ③エンゲージメント調査結果の分析・報告書作成
 - ④上記を踏まえたエンゲージメント向上策の検討 ほか
- 詳細は別添、伊丹市みんなで作る！よりよい職場プロジェクト委託業務仕様書（以下「仕様書」という）のとおりとする。
- (4) 業務期間 契約日から令和8年3月31日まで
- ただし、履行評価等の結果が良好であることを確認の上、一定の継続性が必要と市が判断し、かつ毎年度予算が議会の議決を経て成立した場合に限り、上記履行期間を令和9年6月30日まで更新することを可能とする。

2. 提案限度額

下記のとおり提案限度価格を設定する。なお、最低限度価格は設定しない

内訳	提案限度価格 (消費税込)	備考
令和7年度(7月～3月)	13,530,000 円	

令和 8 年度（4 月～3 月）	15,840,000 円	「1. 業務概要（4）業務期間」のただし書きを参照すること
令和 9 年度（4 月～6 月）	3,960,000 円	
初年度を含む 24 カ月分における経費総額	33,330,000 円	

なお、見積価格が各年度または通年度の提案限度価格を超過した場合は、失格とする。

また、見積条件のうち、各年度の業務内容は以下のとおりとする。

令和 7 年度：本実施要領及び仕様書等のとおりとする。

令和 8 年度：令和 7 年度業務内容のうち、仕様書「2. 業務の概要」（2）②の業務を除く。

令和 9 年度：令和 8 年度と同様とする。

3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。なお、必要に応じて下記に係る証明書類等の提出を求めることがある。

- (1) 法人その他団体又は個人事業主であること。
- (2) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けること。
- (3) 過去 5 年以内（令和 2 年 4 月～令和 7 年 3 月）に国又は地方自治体で本業務を実施した実績を有していること。
本業務とは仕様書「2. 業務の概要」（2）①～④の業務をいう。
- (4) プライバシーマーク又は JIS Q27001 (ISMS) を取得していること。なお、委託期間中に認証期間が満了する場合は必ず認証を更新し、継続すること。
- (5) 業務実施において、仕様書「4. 実施体制」に記載のとおり、業務リーダー（管理技術者）1 名及び業務リーダーとは別に実務担当者（担当技術者）を 1 名以上配置すること。
- (6) 次のいずれかに該当しないこと。
 - ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定
 - ② 伊丹市入札参加資格制限基準に基づく入札参加資格制限又は伊丹市入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置を受けている者。
 - ③ 企画提案書等の受付期間において、兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
 - ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
 - ⑤ 国及び地方公共団体が賦課徴収する全ての税、消費税又は地方消費税を滞納している者
 - ⑥ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体

- ⑦ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者
- ⑧ 自己の有利になることを目的として、関係者に不公平な働きかけを行った者
- ⑨ 市の求める資料に虚偽の記載をした者
- ⑩ 市の求める資料の全部又は一部を提出しなかった者

4. 業務要件

業務委託仕様書に沿ってプロポーザルに応募する者自らが企画する業務であって、市が委託する業務として公序良俗に反するものでないこと。

5. 日程

実施内容	実施期間
公示	令和 7 年 5 月 15 日（木）
質問受付期間	令和 7 年 5 月 15 日（木）～令和 7 年 5 月 22 日（木）
質問回答日	令和 7 年 5 月 27 日（火）
参加表明書等受付期間	令和 7 年 5 月 15 日（木）～令和 7 年 5 月 29 日（木）
書類審査（第一次審査）結果通知（企画提案書等の提出要請及びヒアリング日程の通知）	令和 7 年 6 月 3 日（火）
企画提案書等受付期間	令和 7 年 6 月 3 日（火）～令和 7 年 6 月 13 日（金）
ヒアリング（第二次審査）実施予定日	令和 7 年 6 月 23 日（月）
特定結果通知予定日	令和 7 年 6 月 25 日（水）
契約締結	令和 7 年 7 月 予定

6. 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和 7 年 5 月 22 日（木） 17 時 00 分まで（必着）
※締切以降、業務や仕様書等にかかる質問は受け付けない。
- (2) 提出先：伊丹市総務部エンゲージメント推進担当
- (3) 提出方法：別添の質問書（様式第 1 号）を、電子メールにて提出すること。
電子ファイル形式は元データ形式と PDF とする。
※所定の様式以外で提出された質問に対しては回答しない。
- (4) 回答日：令和 7 年 5 月 27 日（火）
- (5) 回答方法：質問者に電子メールで回答するとともに、質問者の名称等を除き、市ホームページに掲載。

7. 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、提出期限までに参加表明書等を提出すること。

- (1) 提出期限：令和 7 年 5 月 29 日（木） 15 時 00 分まで（必着）
- (2) 提出先：伊丹市総務部エンゲージメント推進担当（市役所 4 階）
〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧 1 丁目 1 番地
電子メール engagement-suishin@city.itami.lg.jp
- (3) 提出方法：下記、提出書類を、電子メールにて提出すること。
電子ファイル形式は元データ形式と PDF とする。
- (4) 提出書類・必要部数

提出書類	様式	必要部数
①参加表明書	様式第 2 号	1 部
②提案者概要 (添付書類含む)	様式第 3 号	1 部
③業務実績一覧表	様式第 4 号	1 部
④提案者の業務実績	様式第 5 号	③「様式第 4 号」の一覧表に記載 した件数に応じた部数

(5) 記載上の注意点

- ①参加資格及び書類の審査（第一次審査）において、参加者から提出された提案者概要（添付書類含む）、業務実績一覧表、提案者の業務実績に基づき、参加資格の審査及び一次審査通過者の選定を行う。
- ②業務実績一覧表には実績を最大 5 件までとする。
- ③提案者の業務実績は業務実績一覧表に記載した実績件数分提出する。
- ④業務実績は参加資格要件にある過去 5 年以内（令和 2 年 4 月～令和 7 年 3 月）に国、地方公共団体で実施した本業務（仕様書「2. 業務の概要」（2）①～④の業務）を 1 件以上含めること。それに加え、過去 5 年以内（令和 2 年 4 月～令和 7 年 3 月）に国、地方公共団体及び民間企業等で本業務を実施したもの又は契約期間中のものとする。
- ⑤業務実績が確認できる契約書及び仕様書等の書類について必要に応じて提出を求めることがある。

8. 参加資格及び書類の審査（第一次審査）

(1) 審査方法

参加表明書等の提出書類に基づき、「伊丹市みんなで作る！よりよい職場プロジェクトプロポーザル審査会」（以下「審査会」という。）において、「3. 参加資格」に定める参加資格要件を満たしているかどうか確認を行う。加えて、参加資格要件を満たした者を対象に、別表（業務実績配点表）に基づき、得点上位 5 者を企画提案書等の提出を要請す

る事業者を選定する。業務実績点数が同点の場合は業務実績一覧表の調査対象者数の合計人数が多い者を上位とする。

別表（業務実績配点表）

審査項目	評点（配点）
国又は地方公共団体の業務実績	1 件につき 5 点
民間企業等の業務実績	1 件につき 1 点

9. 企画提案書等の提出の要請

(1) 第一次審査において選定された者について

第一次審査において選定された者にとってはその旨を通知するとともに、企画提案書等の提出を要請する。また、選定されなかった者に対しては、書面によりその旨と理由を通知する。

① 通 知 日：令和 7 年 6 月 3 日（火）

② 通知方法：参加表明書作成責任者に記載のメールアドレスに通知

(2) 選定されなかった者について

選定されなかった者は、その理由について、次のとおり書面により説明を求めることができる。回答は書面で行うものとする。

① 提出期限：令和 7 年 6 月 9 日（月）

② 提 出 先：伊丹市総務部エンゲージメント推進担当

〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧 1 丁目 1 番地

電子メール engagement-suishin@city.itami.lg.jp

③ 提出方法：電子メールとする。

④ 様 式：任意様式（住所、名称、代表者氏名を記入）

10. 企画提案書等の提出

(1) 提出期限：令和 7 年 6 月 13 日（金） 15 時 00 分まで（必着）

※参加表明書等を提出した事業者においても、提出期限までに企画提案書等を提出しなかった場合は、本プロポーザルへの参加を辞退したものとする。

(2) 提 出 先：伊丹市総務部エンゲージメント推進担当（市役所 4 階）

〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧 1 丁目 1 番地

電子メール engagement-suishin@city.itami.lg.jp

(3) 提出方法：下記、提出書類を、電子メールにて提出すること。

電子ファイル形式は PDF とする。

(4) 提出書類

提出書類	様式	必要枚数
①応募申請書	様式第 6 号	1 枚

②企画提案書	任意様式（A4 片面印刷）	概ね 7 枚
③工程表	任意様式（A4 片面印刷）	1 枚
④経費積算見積書	様式第 7 号	制限なし
⑤その他提案内容を説明する書類	任意様式（A4 片面印刷）	1 枚

※提出書類の著作権は、応募者に帰属する。

※提出書類は、審査のためにのみ使用し、応募者には返却しない。

※提出書類②、③、⑤の任意様式には事業者名は記載しないこと。

(5) 記載上の注意点

- ① 提案書の提出は、1 者につき 1 案のみとする。
- ② 提案書の提案項目は、下記の「1 1. (4) 審査項目」を満たすよう留意すること。
- ③ 提案内容は、提案価格の範囲において実施できるものと判断する。その範囲はヒアリング審査時の回答内容の実施も含むものとする。また、市に提案価格を超える費用負担が生じることが明記された提案等は評価しない。
- ④ 提案書に記載する内容は、提案者が実施する内容を根拠も含めてできる限り具体的に記述すること。定量的に表すことが可能な場合は、その数値をできる限り記述すること。
- ⑤ 提案内容は仕様書及び質問回答に示す要件を満たすことを最低限度とする。
- ⑥ 提案書の記載内容に不整合があった場合は協議によるが、市に有利と判断できる記載内容を正とみなすことを原則とする。
- ⑦ 提案内容のとおりの実現できなかった場合は、代替方法等で実現することとし、その費用は提案者が負担すること。
- ⑧ 仕様書等及び提出された提案書のうち市が評価した提案等をもとに契約内容を決定する。
- ⑨ 経費積算見積書は前記「2. 提案限度額」の範囲内とし、各年度の内訳を記載すること。

(6) 費用負担

本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。

1 1. 企画提案書等の審査（第二次審査）

(1) 審査方法

別表（審査項目）に基づき、審査会において第二次審査を行う。評点・採点は参加者から提出された企画提案書等に基づき行い、最終審査点は第一次審査の得点を除き、企画提案書等（書類審査・ヒアリング審査）の得点のみとし、最も得点の高かった者を受託候補者とする。審査点が同点の場合は、審査会において順位を決定する。

(2) ヒアリング審査

企画提案書等の提出を要請する事業者を選定された者のうち、期日までに企画提案書等を提出した提案者を対象に、審査会によるヒアリング審査を実施する。ヒアリング審査の実施概要は次に示すとおり。

項目	内容
① 実施予定日	令和7年6月23日（月）
② 実施場所	伊丹市役所内会議室（伊丹市千僧1丁目1番地）予定
③ 実施方法	・1者につき40分（説明20分以内、質疑20分程度）を予定。 ・ヒアリングは、事前に提出された書類を用いて行うこととし、提出期限後の差し替え及び追加資料の提出は不可とする。パワーポイント等による説明は可能とし、その場合は、資料を投影するモニター（メーカー：JAPANNEXT、型番：JN-IPS5500TUHDR）および、HDMIケーブルは事務局で用意する。その他プレゼンテーションに必要なものは、応募者が準備すること。 ・出席者は3名以内とし、今回の事業に従事する予定の者（管理技術者及び担当技術者）を含めることとする。 ・ヒアリングの日時・場所等は、ヒアリングを実施する提案者に別途通知する

(3) 受託候補者の特定

受託候補者に対しては、「特定通知書」によりその旨を通知する。また、本プロポーザルにおける参加者が1者のみであっても、ヒアリング審査を行い、その得点が100点（1者のみの場合は110点）以上の場合、受託候補者に特定される。

① 通 知 日：令和7年6月25日（水）（予定）

※審査の状況により変更する可能性がある。

② 通知方法：参加表明書作成責任者に記載のメールアドレスに通知

受託候補者に特定されなかった提案者に対しては、「非特定通知書」によりその旨を通知する。

なお、非特定通知書を受け取った者は、その理由について、次のとおり書面により説明を求めることができる。回答は書面で行うものとする。

① 提出期限：令和7年6月30日（月）15時00分まで（必着）

② 提 出 先：伊丹市総務部エンゲージメント推進担当

〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧1丁目1番地

電子メール engagement-suishin@city.itami.lg.jp

③ 提出方法：電子メールとする。

④ 様 式：任意様式（住所、名称、代表者氏名を記入）

(4) 審査項目

別表（審査項目）

審査項目	審査の視点	評点 (配点)	評点 合計
体制	本事業における実施体制は適切であるか。	5	20
	配置する担当者は本業務の目的を理解し、職員に寄り添った業務展開を行える体制か。	15	
実績	エンゲージメント向上支援に関する業務実績は十分なものであるか。また、十分な専門知識やノウハウを有しているか。	20	20
業務理解	市の課題を適切に理解し、市が目指す組織状態の実現が期待できる提案となっているか。	5	10
	実施方針が明確で、仕様書と整合性が取れ、計画的な業務工程となっているか。	5	
調査前支援	エンゲージメント調査実施前又は実施中に、職員にエンゲージメントの重要性、取組の意義等を十分に理解させることに加え、十分な回答数を得ることが期待できるか。	10	10
調査実施	設問項目の設定が、効果的な分析・フォローアップを見据えたものとなっているか。	10	40
	調査に使用するシステムは、職員が利用しやすく、セキュリティ対策は十分であるか。	10	
	調査の実施頻度は、継続的に組織状態を把握できる調査頻度であるか。	10	
	調査に使用するシステムは、市の組織状態を適切に把握できる調査項目の設定が可能か。	10	
調査後支援	調査結果に基づき、職員が組織状態を把握し、組織課題に対する適切な改善策の策定が期待できるか。	15	45
	組織課題に対する各所属へのフォローアップにおいて、職員に寄り添って最適な対応・助言・提案が期待できるか。	15	
	フォローアップの実施方法、内容が職員の意識改革、モチベーションやエンゲージメント向上を期待できるか。	15	
継続性	契約終了後に、エンゲージメント向上の取組を市で自走化するための支援が十分であるか。	15	15

その他	他社にはない強みがあるか。仕様内容以外での有益な支援が期待できるか。	20	20
提案価格（見積額）		20	20
合計			200

価格点の対象となる見積額は本要領「2. 提案限度額」にある24ヵ月分の見積を対象とし、その評価は次式により算出する。

価格点＝配点×{1－（見積価格－参加業者中の最低見積価格）÷（予定価格－参加業者中の最低見積価格）}

(5) 結果の公表

審査会における審査及び審査の結果は、本プロポーザル手続の完了後に公表するものとする。

1 2. 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限が、本要領に適合していないとき
- (2) 企画提案書等の作成形式等が、本要領に適合していないとき
- (3) 企画提案書等の提出期限後に価格見積書の金額を訂正したとき
- (4) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たとき
- (5) プロポーザルの手続きの過程で、前記「3. 参加資格」の規定に抵触することが明らかとなったとき
- (6) ヒアリング審査において、市が求める出席者が正当な理由がなく欠席したとき
- (7) 価格見積書の金額が、前記「2. 提案限度額」に示した価格（予定価格）を超過しているとき
- (8) 前記「1 1. 企画提案書等の審査（第二次審査）」に基づき審査した結果、その得点が100点（1者のみの場合は110点）に満たなかったとき

1 3. 契約

審査会において、受託候補者に特定された提案者と市は契約締結交渉を行う。なお、契約交渉が不調のときは、次に得点の高かった提案者と契約交渉を行う。

契約締結交渉において、市が必要と判断した場合は、企画提案の内容について協議を行う。そのほか、支払い条件、契約内容も同様とし、その場合、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。

なお、契約の際には、改めて見積書を提出するものとする。

1 4. その他留意事項

- (1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返還しないとともに、提出者に無断でプロポーザル以外の用途には使用しない。
- (4) 管理技術者、担当技術者は、原則として変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由により変更する必要がある場合には、市と協議のうえ決定するものとする。
- (5) 伊丹市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となる。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響が出るおそれのある情報については、契約締結後の公開とする。

1 5. 担当部署（問い合わせ先）

伊丹市総務部エンゲージメント推進担当（市役所 4 階）

伊丹市千僧 1 丁目 1－1

TEL：072-780-3564（直通）

MAIL：engagement-suishin@city.itami.lg.jp